

令和8年5月20日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第228号	電子	電子	電子	電子

議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和8年5月1日（金）11時12分開議～11時15分散会
11時52分開議～11時55分散会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 原口・清水・前原・進藤・吉原・木村・益山

4. 事務局職員 西迫

5. 説明員 なし

6. 参考人 なし

7. 会議に付した事件

（1）委員長及び副委員長の互選について

年長者の木村委員が進行役を努め立候補者を募ったところ、清水委員から立候補があった。新人議員であるため、副委員長として勉強をしてもらいたい旨他の委員から励ましの言葉があり清水委員を副委員長に決定した。さらに、副委員長の指導と全面的なサポートを行いたい旨益山委員から申し出があり、益山委員を委員長とすることを全会一致で決定した。

（2）閉会中の継続調査事項について

・定例会・臨時会の会議日程及び議会の運営に関する事項

益山委員長の進行により、次期定例会開催日までを期限とする、閉会中の継続調査事項として、「定例会・臨時会の会議日程及び議会の運営に関する事項」の提案があり、全会一致で決定した。

（3）その他

なし

議会運営委員会委員長 益山 二郎



令和8年6月11日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第284号	電子	電子	電子	電子

議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和8年6月1日（月）午前9時56分～11時32分散開
2. 場 所 第1委員会室
3. 出席委員 益山・清水・原口・進藤・吉原・前原・木村・（有留）
4. 事務局職員 西迫・上村
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件

第1号 定例会の日程について

- 6月5日（金） 本会議（初日）
- 6月11日（木）・12日（金） 本会議（中日）
- 6月19日（金） 本会議（最終日）
- 会期：15日間

上記日程で、いずれも午前10時開会とすることを決定した。

第2号 一般質問等の取り扱いについて

- 6人が通告書を提出
- ※6月11日（木）：3名
- ※6月12日（金）：3名

両日ともに3名ずつ、2日間で実施することを決定した。

また、一般質問通告書中の表現の統一（例：お伺いします。→ 伺う。）について意見が出され、議員必携を参考として同様の表現に務めることを全議員に周知する必要について意見が出された。

第3号 諸報告書の提出期限について

所管事務調査報告書、閉会中継続調査申出書は、6月17日（水）午後5時を、事務局への提出期限とすることを決定した。

第4号 常任委員会等の日程について

- 全員協議会 6月5日（金）・12日（金） 本会議終了後から
- 総務・文教委員会 6月9日（火） 10時から 第1委員会室
- 産業・福祉委員会 6月8日（月） 10時から 第1委員会室
- 議会広報委員会 6月12日（金） 全員協議会終了後 第1委員会室
- 議会運営委員会 6月10日（水） 10時から 第1委員会室

上記日程による開催を決定した。また、事務局から説明員の出席要求等については、早めの連絡について依頼が行われた。

また、議長から6月2日開催の全員協議会について、台風6号の暴風域に入る予想時間が午後12時頃となることを考慮し、リモート参加も可とするハイブリッド方式での実施が提案され、リモートでの参加の方法について手順書の送付指示が事務局にあった。

第5号 定例会付議事件について

(1) 初日：提出議題について

- ①報告第2・3号 令和7年度肝付町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び債権放棄の報告は、総務課長が報告を行う。質疑等は行わない。
- ②同意第3～18号 農業委員会委員の任命については、一括議題とし町長の説明を受けた後、質疑・討論を行い、採決は1件ずつ起立採決を行う。
- ③議案第33・34号 鹿屋市との間における笠野原地区水利施設管理強化事業の事務の委託及び肝付町学校給食センター炊飯機器増設他設置工事請負契約の締結については、農業振興課長及び学校給食センター所長から説明を受けた後、質疑・討論・採決を行う。
- ④議案第35・36号 令和8年度各会計補正予算（第1号）及び令和8年度肝付町特別会計国民健康保険事業費事業勘定補正予算（第1号）は、町長、総務課長、各会計担当課長が説明した後、各会計ごとに、質疑・討論・起立採決を行う。

(2) 中日：一般質問

(3) 最終日：議案がある場合、中日に配布。

- ①常任委員会に付託された事件で、委員長報告及び発議（発委）があるものは、1件ごとに質疑・討論、採決を行う。
- ②閉会中の所管・所掌事務調査の議決を行う。
- ③議員派遣の議決を行う。

上記のとおり第2回定例会を運営することを決定した。

第6号 請願・陳情等の取り扱いについて

(1) ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

【提出者】 住所 肝属郡肝付町 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

【処 理】 総務・文教委員会へ付託することを決定した。

(2) 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

【提出者】 住所 肝属郡肝付町 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

【処 理】 総務・文教委員会へ付託することを決定した。

(3) 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

【提出者】 住所 肝属郡肝付町 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 他1名

【処 理】 総務・文教委員会へ付託することを決定した。

第7号 議員派遣について

(1) 正副議長・正副委員長研修会

- ①目的 郡町村議会議長会主催研修会への出席
- ②派遣場所 鹿児島市
- ③派遣期間 令和8年7月15日～16日
- ④派遣議員 正副議長・正副委員長

(2) 大隅総合開発期成会中央要望

- ①目的 大隅総合開発期成会中央要望への出席
- ②派遣場所 東京都

- ③派遣期間 令和8年7月28日～29日
④派遣議員 議長

(3) 市町村政研修会

- ①目的 町村議会議長会・町村会・市議会会長会・市長会・市町村振興協会共催研修会への出席
②派遣場所 鹿児島市
③派遣期間 令和8年8月7日（日帰り）
④派遣議員 全議員

(4) 郡町村議会議長会総会

- ①目的 郡町村議会議長会総会への出席
②派遣場所 錦江町
③派遣期間 令和8年8月25日
④派遣議員 議長

上記4件の議員派遣を確認した。

第8号 報告

執行部からの説明

6月2日に、初日の議案関連として、「農業委員会委員の任命について」総務課からの説明予定があることを確認した。

また、生涯学習課から「内之浦総合グラウンドの活用について経過報告」、おおすみ半島スマートエネルギー株式会社から「おおすみ半島スマートエネルギー株式会社の経営状況の報告」、株式会社きもつき未来商社そらまちから「株式会社きもつき未来商社そらまちの経営状況の報告について」、水道課から「肝付町水道事業経営戦略について」の4件について、6月5日と12日に振り分けて説明を予定している旨事務局から説明があった。

さらに、最終日に5月27日の大雨被害に係る復旧予算の議案提出が予定されていることが事務局から説明された。

第9号 その他

- 令和8年度肝付町議会モニターの選任について（定数：10人以内）
公募への応募者（申込期限：R8.5.25）

	氏名	振興会	備考
1			再
2			再
3			再
4			新
5			新
6			再

事務局から、上記6名の応募があった旨報告があった。

報告を受け、議会モニターへの応募のなかった波見 地区、宮下・富山地区・南方・北方地区、岸良地区の取り扱いについて協議し、議員推薦により10名に近づける方向性を決定し、6月2日開催の全員協議会において、議長から周知を行い議員推薦を受けることを確認した。

■ 意見書への対応について

4月9日受付の[]からの意見書への対応について、環境問題部分については、産業・福祉委員会で事実確認作業等調査対応を行うことを確認し、併せて文書配布も行うことを決定した。

また、4月13日受付の[]からの意見書については、全体的に風聞に関する記載であり事実確認ができないので、モニター会議等の機会に本人との意見交換等行うことを確認し、文書配布とすることを決定した。

■ 令和8年度行事予定について

事務局から令和8年度の年間行事予定（議会日程及び研修会等）の提案があり、あくまで年間予定として各議員及び執行部に周知することを決定した。なお、議会運営委員会等での協議により変更の可能性があることを併せて周知することを確認した。

[行事等予定表\(R8年度\).pdf](#)

■ 傍聴者との意見交換会について

議長から最終日の本会議終了後に全議員出席で実施の提案があり決定した。

なお、現行の意見交換会の実施方法について、傍聴者の固定化も否めない状況で発展性に疑問が呈され、議会が出向く形での実施やテーマを決めた意見交換の実施等今後のあり方について協議を行うことが確認された。

■ その他

開会前や休憩中に傍聴者の私語が多いことの指摘があり、傍聴規則に則った対応について議長への要望が行われ了承された。併せて、議長から、議場内での議員の振る舞いについて自らも襟を正す必要について言及があった。

また、議場での水分補給について、検討の必要性が示され、事務局に近隣の状況等情報収集を依頼し、今後、協議とすることを確認した。

さらに、地域行事への議員の積極参加の必要性について問題提起が行われた。

議会運営委員会委員長 益山 二郎



令和8年6月19日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第302号	電子	電子	電子	電子

議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和8年6月17日（水）午前10時00分～11時32分散会
2. 場 所 第1委員会室
3. 出席委員 益山・清水・原口・進藤・前原 （有留） ※清水遅参 10：58参会
（欠席：吉原・木村 ）
4. 事務局職員 西迫・上村
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件

（1）定例会（最終日）付議事件について

- ①議案第37号 令和8年度肝付町一般会計補正予算（第2号）は、町長、総務課長から説明を受けた後、質疑・討論・起立採決を行う。
 - ②常任委員会に付託された事件で、委員長報告及び発議（発委）があるものは、1件ごとに質疑、討論、採決を行う。
 - ③議員派遣の議決を行う。
 - ④閉会中の所管・所掌事務調査の議決を行う。
- 上記のとおり第2回定例会（最終日）を運営することを決定した。

（2）肝付町議会議員の通称名等の使用取扱要綱の制定について

事務局から、肝付町議会議員の通称名等の使用取扱要綱（案）の説明があり提案どおり承認した。なお、対象議員については、要綱公布後、速やかな申請手続きを行って頂く必要について確認した。併せて、議員への周知については、後日全員協議会で議長が行うことを確認した。

（3）諮問について

- ・肝付町議会基本条例への反問権の明記について

自治体	議会基本条例の規程ぶり
錦江町	議長から本会議及び常任委員会、特別委員会へ出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
南大隅町	会議で質問等を受けた者は、議長の許可を得て質問等の趣旨を質し又は反問することができる。
東串良町	議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問及び質疑に対し

	て、論点を分かりやすくするため、問うことができる。
大崎町	議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。
肝付町	議長から会議への出席を要請された町長等は、議員の質問及び質疑並びに提案内容に対して、議長又は委員長の許可を得て、論点の明確化を図るため確認することができる。

事務局から、現在の肝付町議会においては、議会基本条例への規定ぶりから確認に限定した反問権が導入されている状況である旨説明を受けた。

反問を明記するなら、反問できる範囲を明確にする必要があるとの意見の他、確認に限定した反問権が導入されている現在の状況は、近隣や多くの自治体と同等であり、現在のままで問題はないとの意見、反論を含む反問権を認めることになれば、議員提案に対して財源確保に関する既存事業の廃止や縮小など具体的な議員案について反問されることにもなり、一議員が持つ情報では対応しきれず質問が出来なくなる恐れがあるなどの意見が出されたが、3名の委員が不在の状況で議論を深めることは適切でなく、委員各自の情報収集や近隣議会の状況調査等にも時間を要するため、閉会中の継続調査事項とすることを提案し、承認された。

・一般質問の時期及び時間について

現在、肝付町議会においては申し合わせにより、一般質問は中日に実施し、質問時間は当局答弁を含めて2時間とすることが決まっている一方で、代表質問は、規程により初日に実施し、質問時間は60分以内となっている現状、さらに、一般質問の質問時間が県内で肝付町と伊仙町だけ2時間となっており、1時間が主流である他の自治体と比べて長いことの是非について議論を行った。

まず、時期については、議員必携や町村議会の運営に関する基準等で定めのあるとおり、初日に行うべきではないかとの意見や、これまでの伝統や経験で培ってきた肝付町議会における中日実施で問題が生じている訳ではなく変更の必要は不要との意見もあり、早急に結論を出すことは困難であった。初日に行うメリットやデメリットを整理して改めて協議が必要との認識で一致した。

次に、時間については、2時間も同一人物の質問が続くと聞く人は集中力が切れて眠気を覚えるとの意見や、1時間では残り時間が気になって十分な議論ができなくなる可能性があるとの意見の他、合併前に質問時間が1時間であった頃、執行部の答弁が長時間に及び議員の質問時間が十分に残されなかった事例の紹介等もあった。今後の調査検討の方向性として、これまでの一般質問の実績について、事務局で調査の上、次回の会議で検討資料として提供して頂くことを依頼し、これまでの質問時間の分布等も参考に現実に則した時間設定の協議が必要との認識で一致し、継続調査とすることを決定した。

(4) 閉会中の継続調査について

①定例会・臨時会の会議日程及び議会の運営に関する事項について

②条例・規則等の見直しについて

本日の協議内容を踏まえて上記の2件を継続調査事項とすることを決定した。

4. その他

(1) 肝付町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について
事務局から、出入国管理及び難民認定法及び、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正に対応して、本町規程への規定ぶりを合わせるための改正であることが説明され、説明資料により改正部分の確認を行い提案どおり承認した。

	氏名（ふりがな）	年齢	振興会	備考
1				再
2				再
3				再
4				新
5				新
6				再
7				新（推薦）
8				再（推薦）
9				再（推薦）

モニターへの立候補者がおらず、不在となっている地区を中心に、議員からの推薦を求めることを決定した前回の会議以降3名の推薦があり9名のモニター候補者となったが、人口規模の大きい宮富地区からのモニターが不在であり、モニター枠に1名の空席があることを考慮して、次の全員協議会開催までの間、議員推薦の期限を延長することを決定した。なお、モニター会議の開催時期については、7月中旬から下旬での実施として準備を行うことを決定した。

議長から、要綱の制定及び規程の一部改正の議会運営委員会での決定を受けて、最終日の本会議前に全員協議会を招集する意向が伝えられた。

議会運営委員長 益山 二郎